

技能実習制度推進事業運営基本方針 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">技能実習制度推進事業等運営基本方針</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣公示</p> <p style="text-align: center;">平成 5 年 4 月 5 日 (平成 9 年 4 月 24 日一部改正) (平成 12 年 7 月 3 日一部改正) (平成 16 年 4 月 19 日一部改正) (平成 20 年 7 月 28 日一部改正) (平成 22 年 1 月 22 日一部改正) (平成 22 年 4 月 1 日一部改正) (平成 24 年 3 月 30 日一部改正) (平成 25 年 2 月 12 日一部改正) (平成 25 年 4 月 18 日一部改正) (平成 26 年 4 月 1 日一部改正) (平成 27 年 1 月 23 日一部改正) (平成 27 年 4 月 1 日一部改正) (平成 27 年 12 月 28 日一部改正) (平成 28 年 4 月 1 日一部改正)</p> <p>II 各論</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象技能等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (2)の対象技能等に係る公的な評価制度（職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条第 1 項の技能検定（以下「技能検定」という。）を除く。）については、職業能力開発局長が、有識者により構成する「<u>技能実習評価試験の整備に関する専門家会議</u>」を開催し、同会議において、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を確認の上、認定し、当該評価制度に係る職種・作業を公表するものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 修得技能等の評価</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 修得技能等の評価の受検手続等</p> <p>イ 制度推進事業実施機関は、6 の(3)の申し出があった場合は、技能実習の内容、受検を希望する検定・資格試験等、受検希望時期等に応じ、公的評価システムを運営する公的評価機関と調整の上、当該技能実習生に対し受検日等の連絡を行うものとする。</p> <p>ロ 技能実習生は、検定・資格試験等を原則として技能実習 1 号の期間の 4 分の 3 程度を経過し</p> | <p style="text-align: center;">技能実習制度推進事業等運営基本方針</p> <p style="text-align: center;">厚生労働大臣公示</p> <p style="text-align: center;">平成 5 年 4 月 5 日 (平成 9 年 4 月 24 日一部改正) (平成 12 年 7 月 3 日一部改正) (平成 16 年 4 月 19 日一部改正) (平成 20 年 7 月 28 日一部改正) (平成 22 年 1 月 22 日一部改正) (平成 22 年 4 月 1 日一部改正) (平成 24 年 3 月 30 日一部改正) (平成 25 年 2 月 12 日一部改正) (平成 25 年 4 月 18 日一部改正) (平成 26 年 4 月 1 日一部改正) (平成 27 年 1 月 23 日一部改正) (平成 27 年 4 月 1 日一部改正) (平成 27 年 12 月 28 日一部改正) (平成 28 年 4 月 1 日一部改正) <u>(平成 29 年 3 月 31 日一部改正)</u></p> <p>II 各論</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象技能等</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) (2)の対象技能等に係る公的な評価制度（職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条第 1 項の技能検定（以下「技能検定」という。）を除く。）については、職業能力開発局長が、有識者により構成する「<u>技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議</u>」を開催し、同会議において、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を確認の上、認定し、当該評価制度に係る職種・作業を公表するものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 修得技能等の評価</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 修得技能等の評価の受検手続等</p> <p>イ 制度推進事業実施機関は、6 の(3)の申し出があった場合は、技能実習の内容、受検を希望する検定・資格試験等、受検希望時期等に応じ、公的評価システムを運営する公的評価機関と調整の上、当該技能実習生に対し受検日等の連絡を行うものとする。</p> <p>ロ 技能実習生は、検定・資格試験等を原則として技能実習 1 号の期間の 4 分の 3 程度を経過し</p> |

た後に受けるものとする。

ハ 技能実習生は、イの連絡があった場合は、原則として在留資格変更申請前に、当該連絡に係る公的評価システムによる検定・資格試験等を受検するものとする。

なお、在留資格の変更の申請前であれば、1回に限り再受検することができる。

ニ 実習実施機関は、監理団体がある場合には当該団体と連携を図りつつ、技能実習生に対して検定・資格試験等の受検について必要な支援を行うものとする。

ホ 公的評価機関は、速やかに検定・資格試験等の結果を制度推進事業実施機関に対し通知するものとする。制度推進事業実施機関は、その結果を取りまとめ、法務省に報告するものとする。

(3) 技能実習終了時の修得技能等の評価

イ 実習実施機関は、技能実習終了までの間に、技能実習期間全体を通じた成果を確認し、技能実習生の帰国後のキャリア形成に資することを目的として、策定した技能実習計画に基づき検定・資格試験の受検その他の技能評価の手法により修得した技能等を評価するものとする。

ロ 実習実施機関等は、技能実習生が検定・資格試験等の受検等に必要な援助を行うよう努めるものとする。

(新設)

た後に受けるものとする。ただし、技能実習2号への円滑な移行を図るため、技能実習生の技能等の修得状況を勘案した上で技能実習1号の期間の4分の3程度を経過する前に受検することは、差し支えない。

ハ 技能実習生は、イの連絡があった場合は、原則として在留資格変更申請前に、当該連絡に係る公的評価システムによる検定・資格試験等を受検するものとする。

なお、在留資格の変更の申請前であれば、1回に限り再受検することができる。

ニ 実習実施機関は、監理団体がある場合には当該団体と連携を図りつつ、技能実習生に対して検定・資格試験等の受検について必要な支援を行うものとする。

ホ 公的評価機関は、速やかに検定・資格試験等の結果を制度推進事業実施機関に対し通知するものとする。制度推進事業実施機関は、その結果を取りまとめ、法務省に報告するものとする。

(3) 技能実習終了時の修得技能等の評価

イ 実習実施機関は、技能実習終了までの間に、技能実習期間全体を通じた成果を確認し、技能実習生の帰国後のキャリア形成に資することを目的として、策定した技能実習計画に基づき検定・資格試験の受検その他の技能評価の手法により修得した技能等を評価するものとする。

ロ 実習実施機関等は、技能実習生が検定・資格試験等の受検等に必要な援助を行うよう努めるものとする。

ハ 制度推進事業実施機関は、技能実習2号を終了する技能実習生から、技能実習2号終了時の修得技能等の評価のために検定・資格試験の受検を希望する旨の申し出があった場合には、技能実習2号への移行を希望する技能実習生に準じて、必要な支援を行うものとする。

8～10 (略)

11 制度推進事業実施機関及び職種拡大推進事業実施機関の役割等

(1) 制度推進事業実施機関及び職種拡大推進事業実施機関は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、この基本方針により、(2)及び(3)の委託事業を適切に実施するものとする。また、関係府省及び関係業界等と連携を図りつつ、監理団

8～10 (略)

11 制度推進事業実施機関及び職種拡大推進事業実施機関の役割等

(1) 制度推進事業実施機関及び職種拡大推進事業実施機関は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、この基本方針により、(2)及び(3)の委託事業を適切に実施するものとする。また、関係府省及び関係業界等と連携を図りつつ、監理団

体、実習実施機関及び技能実習生に対する支援の充実を図るものとする。

(2) 厚生労働省は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、次に掲げる事業を内容とする制度推進事業を、制度推進事業実施機関に委託して実施する。

イ 技能実習 2 号の技能実習計画の評価（6 の（1））

ロ 技能実習 2 号への移行に係る修得技能等の評価（7 の（1）のイ）

ハ 修得技能等の評価の受検手続の支援（7 の（2））

ニ 監理団体及び実習実施機関に対する自主点検及び巡回指導の実施

ホ 技能実習指導員の養成

実習実施機関において技能実習を担当しようとする指導員に対し、必要な知識、指導技法等を修得させるための講習会を開催する。

ヘ 技能実習生手帳の発給

技能実習生の在留中の利便を図るため、技能実習生の心構え、生活、衛生面における情報、労働関係法令等を記載した技能実習生手帳を作成し、技能実習生に配付する。

ト 技能実習生に対する母国語電話相談の実施

チ 監理団体及び実習実施機関との連絡協議会の開催

地方において、監理団体及び実習実施機関に対し、技能実習制度に係る情報提供、指導等を行うための連絡協議会を開催する。

リ 関係行政機関との会議等の開催

中央及び地方において、関係行政機関との連携を図るための会議等を開催する。

(3) 厚生労働省は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、次に掲げる事業を内容とする職種拡大推進事業を職種拡大推進事業実施機関に委託して実施する。

イ 技能実習評価試験の整備に関する相談及び申請に係る各種支援（2 の（3））

ロ 帰国した技能実習生を対象とするフォローアップ調査

ハ 不正行為認定時等の実習継続支援の実施（10 の（2））

ニ 地域社会における日本人と技能実習生との共生等に関する好事例の収集等

ホ 技能実習生の母国語による修得技能の書面の

体、実習実施機関及び技能実習生に対する支援の充実を図るものとする。

(2) 厚生労働省は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、次に掲げる事業を内容とする制度推進事業を、制度推進事業実施機関に委託して実施する。

イ 技能実習 2 号の技能実習計画の評価（6 の（1））

ロ 技能実習 2 号への移行に係る修得技能等の評価（7 の（1）のイ）

ハ 修得技能等の評価の受検手続の支援（7 の（2））

ニ 監理団体及び実習実施機関に対する自主点検、訪問援助及び巡回指導の実施

ホ 技能実習指導員の養成

実習実施機関において技能実習を担当しようとする指導員に対し、必要な知識、指導技法等を修得させるための講習会を開催する。

ヘ 技能実習生手帳の発給

技能実習生の在留中の利便を図るため、技能実習生の心構え、生活、衛生面における情報、労働関係法令等を記載した技能実習生手帳を作成し、技能実習生に配付する。

ト 技能実習生に対する母国語電話相談の実施

チ 監理団体及び実習実施機関との連絡協議会の開催

地方において、監理団体及び実習実施機関に対し、技能実習制度に係る情報提供、指導等を行うための連絡協議会を開催する。

リ 関係行政機関との会議等の開催

中央及び地方において、関係行政機関との連携を図るための会議等を開催する。

(3) 厚生労働省は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、次に掲げる事業を内容とする職種拡大推進事業を職種拡大推進事業実施機関に委託して実施する。

イ 技能実習評価試験の整備等に関する相談及び申請に係る各種支援（2 の（3））

ロ 帰国した技能実習生を対象とするフォローアップ調査

ハ 不正行為認定時等の実習継続支援の実施（10 の（2））

ニ 技能実習生の修得技能等を外国語で記載できる文書の試行実施等

ホ 技能実習生の母国語による修得技能の書面の

整備等

(4) 制度推進事業実施機関は、制度推進事業の効果的な推進が図られるよう、次に掲げる事業の実施に努めるものとする。

イ モデル労働条件通知書の作成及び普及

実習実施機関において適正な労働条件通知が実施されるよう、モデル労働条件通知書を作成し、その普及を図る。

ロ 日本語教育支援の実施

監理団体及び実習実施機関が実施する日本語教育に対し、支援を行う。

ハ 福利厚生事業の実施

技能実習生に対し、地域との交流事業等の福利厚生事業を実施する。

ニ 教材の支援等

教材、標準カリキュラム、技能実習計画に係る助言、支援、各種相談等を実施する。

(5) 厚生労働省は、制度推進事業実施機関及び職種拡大推進事業実施機関の名称等を毎年度公表する。

附 則

この基本方針の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

整備等

(4) 制度推進事業実施機関は、制度推進事業の効果的な推進が図られるよう、次に掲げる事業の実施に努めるものとする。

イ モデル労働条件通知書の作成及び普及

実習実施機関において適正な労働条件通知が実施されるよう、モデル労働条件通知書を作成し、その普及を図る。

ロ 日本語教育支援の実施

監理団体及び実習実施機関が実施する日本語教育に対し、支援を行う。

ハ 福利厚生事業の実施

技能実習生に対し、地域との交流事業等の福利厚生事業を実施する。

ニ 教材の支援等

教材、標準カリキュラム、技能実習計画に係る助言、支援、各種相談等を実施する。

(5) 厚生労働省は、制度推進事業実施機関及び職種拡大推進事業実施機関の名称等を毎年度公表する。

附 則

1 この基本方針の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

2 この基本方針は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）の施行に伴う新制度への移行に伴い、その効力を失う。ただし、技能実習法の施行後も経過措置により引き続き旧制度の技能実習制度により在留する者（技能実習法附則第 12 条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の在留資格（技能実習法附則第 13 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）をもって在留する者をいう。）に対しては、なお効力を有する。